

答 申 書

和情審第 2 号
平成27年 1 月20日

和光市長 松本 武洋 様

和光市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 金 子 正 義

公文書の一部開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成26年9月24日付け和北第62号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

実施機関である和光市長（以下「実施機関」という。）が「駅北口土地区画整理事業平成26年5月28日 駅北口土地区画整理事業 審議会会議録」（以下「会議録」という。）についての公文書開示請求に対し、一部開示決定したことは妥当である。

2 異議申立て及び不服審査の経緯

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成26年7月25日、和光市情報公開条例第6条第1項に基づき、実施機関に対し、会議録についての公文書開示請求を行った。実施機関はこの請求に対し、同年8月8日付け和北第46号で、和光市情報公開条例第11条第1項の規定により一部開示決定をした。

一部開示決定を受けた申立人は、同年9月16日に異議申立てをした。

(2) 当審査会は平成26年9月24日付けで実施機関より諮問を受け、本件の異議申立ての審査に当たり、同年9月25日付けで実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示及び分類等方法指定資料の提出を求めた。

3 実施機関が決定した一部開示理由及び根拠規定

(1) 権利者個人の土地に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあること

（和光市情報公開条例第7条第2号）

- (2) 審議会委員の発言については、権利者個人に関する意見となることから、公にすることで今後の自由かつ率直な発言を不当に阻害するおそれがあること
(和光市情報公開条例第7条第4号)

4 申立人の異議申立ての趣旨及び理由

(1) 趣旨

異議申立てに係る処分を取り消し、個人名等個人情報を除き情報の開示を求めます。

(2) 理由

- ①従前地は法務局で公開されている。換地は公になることが予定されているものであり、非開示の対象とならない。(除外規定)
- ②土地区画整理事業は横の照応も図る事が規定されており、公開しないことがむしろ権利者の権利を害することになる。

5 審議会に諮問された議案

平成26年5月28日に行われた和光市駅北口土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)に諮問された議案は、

(1) 議案第17号

「和光都市計画事業 和光市駅北口土地区画整理事業における換地設計の変更について(諮問)」

和光都市計画事業 和光市駅北口土地区画整理事業における換地設計の一部を、別紙調書及び図面のとおり変更したい旨、審議会に意見を求めたもの

(2) 議案第18号

「和光都市計画事業 和光市駅北口土地区画整理事業の保留地の変更について(諮問)」

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第96条第3項の規定により、審議会に諮問した保留地の一部を別紙調書及び図面のとおり変更したい旨、審議会に同意を求めたもの

(3) 議案第19号

「和光都市計画事業 和光市駅北口土地区画整理事業における仮換地指定の変更について(諮問)」

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第3項の規定により、変更前の仮換地指定を取消し、新たに仮換地を指定することについて、審議会に意見を求めたもの

なお、諮問された3議案は関連しており、いずれも個人情報に係る事項が含まれていることから、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会議事運営規則第6条により審議会は非公開で行われた。

6 審査会の判断について

(1) 審議会について

土地区画整理法第56条において、土地区画整理事業を地方公共団体である市が施行する場合は、個人施行及び組合施行の場合と異なり、施行主体である市と施行地区内の土地の権利者とは必ずしも一致しないので、事業の施行に当たり施行者が換地計画の決定、仮換地の指定等施行区域内の土地の権利者に重大な利害関係のある処分を行う場合において、その決定にこれらの者の意見を反映させるための手段として、特に審議会を置き、法律の定める権限を行わせることとしている。すなわち施行者は、施行区域内の土地の権利者に重大な利害関係がある場合は、審議会の権限を定めた規則により、審議会の意見を聞かなければならない場合と同意を求める場合とがあり、いずれもその承認が必要とされる。

審議会の性格は、施行者の諮問機関であり、審議会委員は地方公務員法第3条第3項で規定する地方公務員の特別職となる。

(2) 議事録について

申立人が開示請求している議事録は、平成25年8月27日に施行地区全域について指定された仮換地のうち、土地所有者から仮換地変更の申出による仮換地指定の変更など、3議案の諮問に対する審議内容が記録されているものである。

仮換地の変更は、保留地を含め土地所有者相互の仮換地の交換によるもので、一つには、権利者の仮換地の形状を変えるものでなく、他の仮換地に影響を与えることなく仮換地を変更することができるものであること、二つ目は、仮換地変更案が権利者相互の話し合いが整い合意できたことにより3議案が提出された。

ア 議案第17号の換地設計は、仮換地指定を行うために必要な換地の位置、地積、形状を定めたものであり、土地区画整理法の規定に基づく諮問事項ではないが、重要事項となることから諮問されたものである。

イ 議案第18号の保留地の変更については、仮換地の変更と共に保留地の変更も生じたため、土地区画整理法第96条第3項の規定に基づき、審議会の同意が求められたものである。

ウ 議案第19号の仮換地の変更については、すでに指定された仮換地を取消し、新たに仮換地を指定するために土地区画整理法第98条第3項に基づき、審議会の意見を求めたものである。

以上、3議案は関連があり、いずれも権利者の利害関係に係る個人情報であるので、実施機関が決定した一部開示の理由である

- (1) 権利者個人の土地に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあること
- (2) 審議会委員の発言については、権利者個人に関する意見となることから、公にす

ることによって今後の自由かつ率直な発言を不当に阻害するおそれがあることについて、根拠規定である和光市情報公開条例第7条第2号及び第7条第4号の理由により一部開示決定したことは妥当である。

なお、異議申立書の理由については、

(1) ①の理由

法務局において、登記簿により不動産の表示と確定した権利に関する情報が公示されているのは、法律が定める不動産登記制度により、国民の権利の保全を図り、取引の安全と円滑に資することを目的とするものであって、会議録の公開を求める理由とはなりえない。

(2) ②の理由

当土地区画整理事業は、土地区画整理法第89条第1項で規定する「照応の原則」の基準の枠内において、法律を遵守し、審議会の意見を聞きながら総合的見地から適切に事業を進めているのであるから、開示を求めている情報を公開しないからと言って、権利者の権利を害することはない。